

（適用除外）

第37条の3 第35条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、当該各条の規定は、適用しない。

※ 改正経過：追加〔平成2年条例第9号〕

【趣旨】

本条は、指定数量未満の危険物のうち、第35条から第37条の2までの基準を適用しないものについて定めたものである。

【解説】

危険物のうち第4類動植物油類については、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準を適用しないことについて規定しているものである。

この適用除外により、第4類動植物油類は、指定数量未満の危険物に係る貯蔵及び取扱いの基準の適用から除外されるが、条例上は、第39条（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）により規制されることとなる。

《参考》 動植物油類の適用除外

この措置の背景については、昭和63年法律第55号（消防法の一部を改正する法律）による法改正、昭和63年政令第358号（危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令）による危政令の改正及び平成元年自治省令第5号（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令）による危規則の改正により、従前は「不燃性容器に収納密栓され、かつ、貯蔵保管されている動植物油類」は非危険物（昭和63年改正前の法別表備考5）として取り扱われていたが、「自治省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの」については、新たに指定可燃物として規制されることとなった。

これに伴い、危険物第4類動植物油類は、その貯蔵取扱いの状態により、自治省令（総務省令）で定められる状況においては「指定可燃物（非危険物）」として、また、それ以外では、従前のおり「危険物」として規制されることとなる。

そのため、貯蔵条件により基準の適用が異なることがないように、規制の統一を図ることとして、少量の動植物油類については、指定可燃物の規定を適用することとして、火災予防条例準則に規定され、札幌市についても当該準則に準じ、指定数量未満の危険物に係る規定の適用を除外したものである。

また、平成13年の法改正に伴い、引火点250度以上のものが危険物から除外されることとなり、従前、危険物として規制された動植物油類の多くは、指定可燃物（可燃性液体類）として規制を受けることとなったが、脱水ひまし油や一部の精製植物油等、工業製品の原料用途に用いられるもの等に、引火点が250度未満となるものが存在する。

動植物油類に係る関係法令の改正経過は、以下のとおりである。

○昭和63年改正前 法別表 備考5

5 動植物油類とは、760ミリメートルの気圧において、温度20度で液状である動植物油類であつて、不燃性容器に収納密栓され、かつ、貯蔵保管されているもの以外のものをいう。

○昭和63年改正後 法別表 備考17

17 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものをいい、自治省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。

○昭和63年改正後 危政令別表4備考7

7 可燃性液体類とは、法別表備考第14号の（中略）並びに同表備考第17の自治省令で定める

【第37条の3（適用除外）】

ところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるものをいう。

○平成元年改正後 危規則

第1条の3第7項 法別表第17の自治省令で定めるところにより貯蔵保管されているものは次のとおりとする。

1 令第11条第1項第3号の2から第9号まで、第11号から第11号の3まで、及び第15号、令第12条第1項第1号、第2号、第4号から第8号まで、第10号、第10号の2及び第12号から第18号まで、同条第2項（同項においてその例によるものとされる同条第1項第3号、第9号、第9号の2、第11号、第11号の2及び第19号を除く。）又は令第13条第1項（第5号、第9号、第9号の2、第11号及び第12号を除く。）の基準の例によるタンクに加圧しないで、常温で貯蔵保管されているもの。

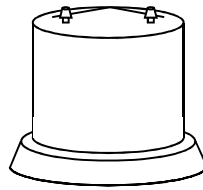
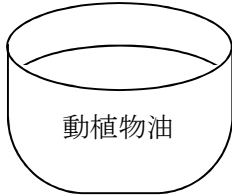
2 第42条及び第43条（第4項ただし書を除く。）に規定する構造及び最大容積の基準の例による容器であって、収納する物品の通称名、数量及び「火気厳禁」又はこれと同一の意味を有する他の表示を容器の外部に施したものに、第43条の2に規定する容器への収納の基準に従って収納され、貯蔵保管されているもの。

※ 第1号：屋外タンク貯蔵所のタンクの基準、屋内タンク貯蔵所のタンクの基準及び地下タンク貯蔵所のタンクの基準の各例によるタンクに常圧かつ常温にて貯蔵保管されているもの

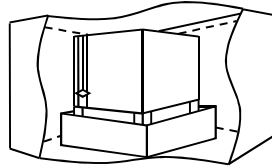
※ 第2号：運搬容器の基準に適合する容器の例による容器（通称名、数量、火気厳禁等の表示がされたもの）に、収納の基準に従い収納され、貯蔵保管されているもの

動植物油類の規制（図解）

第4類危険物  
（動植物油類）

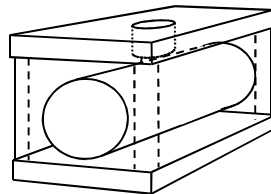


屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵  
タンクの例による基準に適合  
するタンクに貯蔵する場合

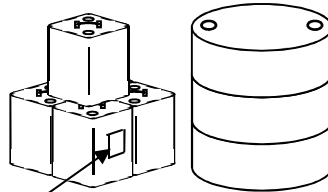


屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵  
タンクの例による基準に適合  
するタンクに貯蔵する場合

第4類危険物のうち、指定  
数量(10,000 リットル)以上  
の動植物油類については、  
右に示すタンク又は容器  
に、常温かつ常圧にて貯蔵  
保管されている場合（貯蔵  
に伴う取扱いを含む。）は、  
指定可燃物（可燃性液体類）  
としての規制を受ける。



地下タンク貯蔵所の地下貯蔵  
タンクの例による基準に適合  
するタンクに貯蔵する場合



運搬容器の基準に適合する容  
器に貯蔵する場合

※ 当該容器により貯蔵又は  
取扱いが行われる屋内貯蔵  
所、屋外貯蔵所及び販売取扱  
所等においても、当該容器内  
の物質は指定可燃物として  
取り扱われる。

通称名、数量、火気厳禁等の表示

その他：動植物油類とは、「動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したもの」が該当するものであるから、柑橘類の皮から抽出される油（例：オレンジオイル）、ハーブ等の花、茎等から抽出される油（例：ラベンダーオイル）及び、松の樹皮から抽出される油（例：テルペン油）等については、それぞれの引火点に応じて、「石油類」として取り扱われることに留意する必要がある。